

- 船舶交通安全のための情報提供について
海上保安庁は、船舶交通の安全のために必要な事項等を「水路通報」及び「航行警報」により提供しています。その概要は次のとおりです。

「水路通報」

種 類	情報内容	使用語	提供方法
水路通報	海図等の水路図誌を最新維持するための情報、船舶交通の安全に必要な情報等	日本語 英語	インターネット、 印刷物
管区水路通報	管区海上保安本部の担任水域及びその周辺海域における船舶交通の安全及び能率的な運航に必要な情報	日本語 英語	インターネット(原則として毎週1回又は随時)

※各種水路通報の情報は、下記Webページで入手できます。

URL:<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN1/tuho/tuho01.html>

「航行警報」

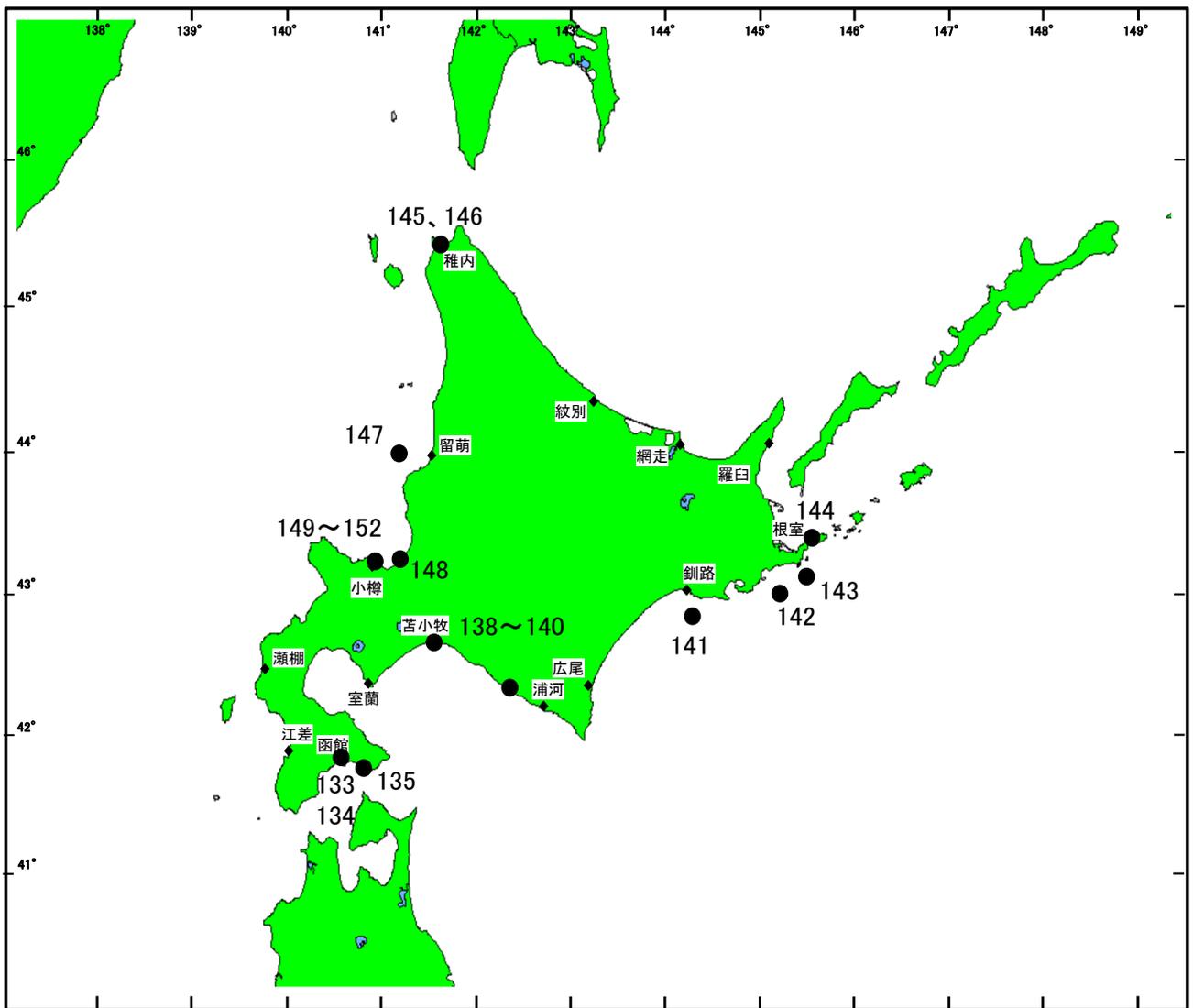
水路通報により事前に周知されていない緊急に周知が必要な事象は、「航行警報」により情報提供しています。「航行警報」は、対象海域を航行する船舶に対して情報提供していますので、航行する海域に応じて各種航行警報を利用ください。

種 類	対象海域	提供頻度	使用語	提供方法
地域航行警報	港則法適用港及び付近	随時、定時(1日2回)	日本語 英語	無線電話 インターネット
NAVTEX航行警報	距岸約300海里以内の沿岸海域	随時、定時(1日6回)	日本語 英語	自動受信方式 インターネット
NAVAREA XI 航行警報	距岸約300海里以遠の大洋海域	随時、定時(1日2回)	英語	通信衛星による 自動受信方式、 インターネット
日本航行警報	太平洋、インド洋及び周辺諸海域	随時、定時(1日2回)	日本語	インターネット等

※各種航行警報の情報は、下記Webページで入手できます。

URL: <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/TUHO/keiho/navarea11.html>

索引図



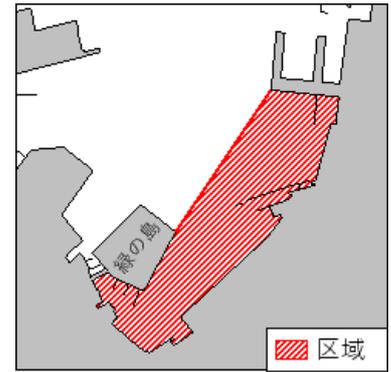
※概略の位置又は区域を●印で示す。数字は項数。

●印で表現できない広範囲に及ぶ136、137、153、154項については各項を参照ください。

7年133項 北海道南岸 — 函館港、第1区及び第2区 漕艇訓練

図に示す区域で、ボートの漕艇訓練が実施される。

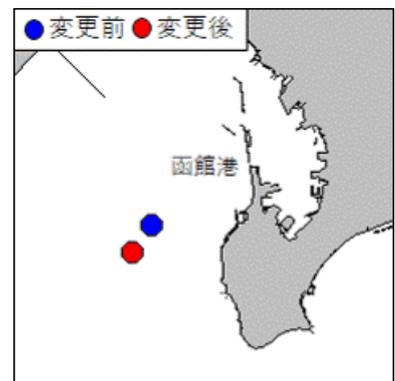
期 間 令和7年4月1日～10月30日 日出～日没
 備 考 警戒船配備
 海 図 W6
 出 所 函館港長



7年134項 北海道南岸 — 函館港、付近 パイロットステーションについて（予告）

パイロットステーションの位置が変更される。

変 更 日 令和7年4月1日
 位 置 (変更前) 41-46.2N 140-40.2E
 (変更後) 41-45.8N 140-39.8E
 海 図 W6-W9
 出 所 函館海上保安部

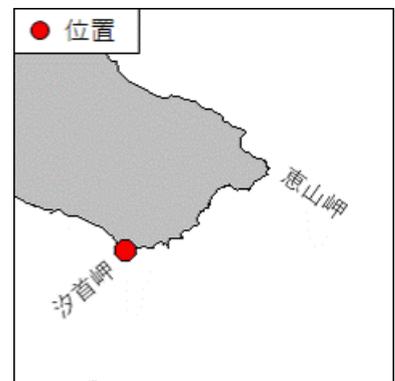


7年135項 北海道南岸 — 汐首岬 灯台光達距離変更

一管区水路通報7年10号115項削除

下記灯台は光達距離が変更された。

灯台名称 汐首岬灯台
 位 置 41-42.7N 140-57.8E
 光達距離 (変更前) 19.0海里
 (変更後) 12.0海里
 海 図 W10-JP10-W43-W72-W144
 W1030-JP1030-W1159
 参照書誌 411 0032番
 出 所 第一管区海上保安本部



7年136項 北海道南岸 — 恵山岬北東方 救難訓練

下記区域で、航空機による照明筒及びフレア等を投下する救難訓練が実施される。

期 間 令和7年4月1日～令和8年3月31日
 (土、日、祝日及び12月29日～1月3日を除く) 0800～2100
 区 域 下記経緯度線により囲まれる区域
 (1) 42-20-09N (3) 141-19-46E
 (2) 41-50-09N (4) 141-59-46E
 海 図 W1030-JP1030
 出 所 航空自衛隊千歳救難隊



7年137項 北海道南岸 — 襟裳岬南方 射撃訓練

下記区域で、航空機による空対空射撃訓練が実施される。

期 間 令和7年4月1日～30日（日曜日及び祝日を除く）0800～1700

区 域 下記9地点を結ぶ線により囲まれる区域

- (1) 42-04-09N 142-16-46E
- (2) 41-43-09N 142-59-46E
- (3) 41-38-14N 142-59-46E
- (4) 41-40-45N 143-26-26E
- (5) 41-33-10N 143-29-46E
- (6) 41-10-10N 143-19-46E
- (7) 41-10-10N 142-09-47E
- (8) 41-20-10N 142-07-47E
- (9) 41-59-09N 142-03-47E

海 図 W43

出 所 防衛省防衛政策局



7年138項 北海道南岸 — 苫小牧港、第1区 浅所存在

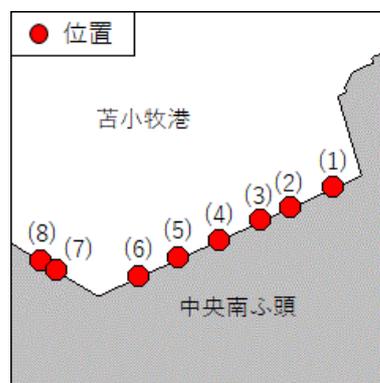
下記位置に、浅所が存在する。

位 置 下記8地点

- (1) 42-38-40.2N 141-40-23.5E 水深 約11.4m
- (2) 42-38-38.9N 141-40-20.0E 水深 約10.7m
- (3) 42-38-38.1N 141-40-17.5E 水深 約10.5m
- (4) 42-38-36.9N 141-40-14.1E 水深 約9.9m
- (5) 42-38-35.8N 141-40-10.6E 水深 約10.8m
- (6) 42-38-34.7N 141-40-07.4E 水深 約10.1m
- (7) 42-38-35.1N 141-40-00.6E 水深 約8.3m
- (8) 42-38-35.6N 141-39-59.3E 水深 約7.9m

海 図 W1033A

出 所 第一管区海上保安本部



7年139項 北海道南岸 — 苫小牧港、第2区 水深減少等

下記区域等に、水深減少及び浅所が存在する。

区 域1 下記2地点を結ぶ線上付近（水深減少）

海図記載水深より約1.0m～1.5m減少している（最浅水深 4.0m）

- (1) 42-38-37.3N 141-37-26.2E
- (2) 42-38-36.4N 141-37-24.3E

区 域2 下記2地点を結ぶ線上付近（水深減少）

海図記載水深より約0.5m～1.5m減少している（最浅水深 6.0m）

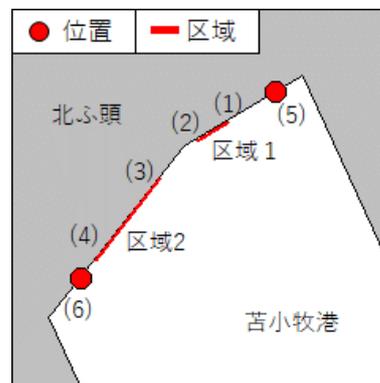
- (3) 42-38-34.8N 141-37-22.1E
- (4) 42-38-31.1N 141-37-18.2E

位 置 下記2地点（浅所）

- (5) 42-38-38.5N 141-37-29.0E 水深 約3.6m
- (6) 42-38-30.4N 141-37-17.5E 水深 約6.5m

海 図 W1033A

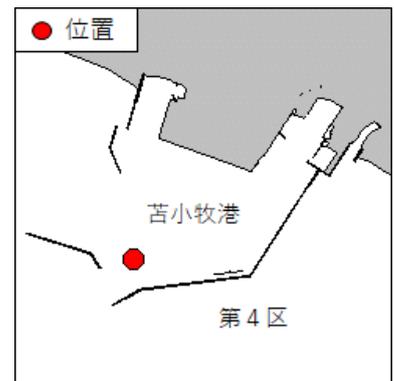
出 所 第一管区海上保安本部



7年140項 北海道南岸 — 苫小牧港、第4区 灯付浮標復旧

一管区水路通報6年43号716項削除
一管区水路通報7年10号119項削除
下記位置の灯付浮標は復旧した。

位置 42-35-15N 141-46-34E
海図 W1033B
出所 室蘭海上保安部



7年141項 北海道南岸 — 釧路港南方 救難訓練

下記区域で、回転翼航空機による救難訓練が実施される。

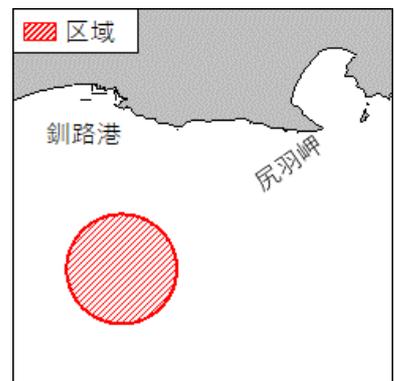
期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日 日出～日没

区域 42-43.4N 144-22.4E
を中心とする半径5海里の円内

備考 発炎筒及び信号発煙照明筒を投下

海図 W26

出所 釧路航空基地



7年142項 北海道南岸 — 湯沸岬南東方 魚礁設置

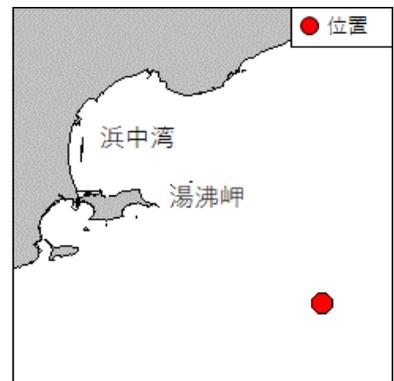
下記区域に、魚礁が設置された。

区域 下記地点付近
43-01.3N 145-18.0E

備考 円盤型魚礁(高さ0.7m、271基)を設置
安全限界水深 28m

海図 W25

出所 釧路海上保安部



7年143項 北海道南岸 — 落石岬南東方 射撃訓練

下記区域で、巡視船による射撃訓練が実施される。

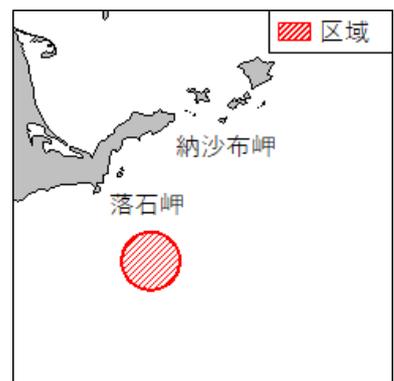
期間 令和7年3月27日 0900～1700

区域 42-57.9N 145-43.2E
を中心とする半径5海里の円内

備考 訓練中、国際信号旗「NE4」旗及び「UY」旗を掲揚

海図 W25

出所 根室海上保安部



7年144項 北海道東岸 — 根室港 養殖施設設置

一管区水路通報6年10号114項削除

下記区域に、ウニ養殖施設が設置されている。

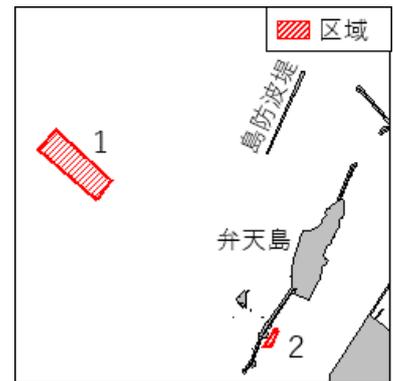
期 間 令和8年3月31日まで

- 区 域 1 下記4地点により囲まれる区域
- (1) 43-20-39.0N 145-33-58.1E
 - (2) 43-20-45.4N 145-33-48.0E
 - (3) 43-20-47.9N 145-33-51.0E
 - (4) 43-20-41.5N 145-34-00.6E
- 区 域 2 下記4地点により囲まれる区域
- (5) 43-20-22.6N 145-34-29.6E
 - (6) 43-20-20.6N 145-34-28.3E
 - (7) 43-20-20.6N 145-34-27.1E
 - (8) 43-20-22.6N 145-34-28.9E

備 考 区域を黄色灯付浮標で標示

海 図 W24(根室港)

出 所 根室港長



7年145項 北海道西岸 — 稚内港北方 灯台について

下記灯台は一時的に消灯し、仮灯が設置されている。

期 間 令和7年3月25日まで

灯台名称 稚内灯台

位 置 45-27.0N 141-38.7E

備 考 仮灯の要項

灯質 群せん白光 毎20秒に2せん光

光達距離 12.0海里

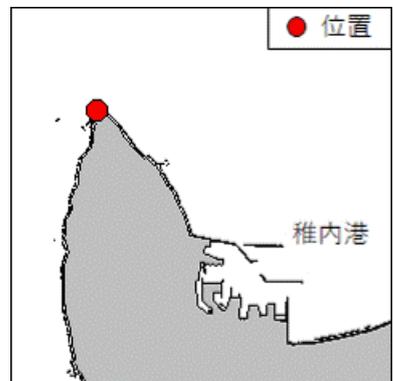
明弧 350度から330度

天候により日程が変更されることがある

海 図 W1041

参照書誌 411 0510番

出 所 稚内海上保安部



7年146項 北海道西岸 — 稚内港北方 灯台灯質変更(予告)

一管区水路通報7年11号144項関連

下記灯台は灯質が変更される。

変更予定日 令和7年3月25日

灯台名称 稚内灯台

位 置 45-27.0N 141-38.7E

灯 質 (変更前) 群せん白光 毎20秒に2せん光

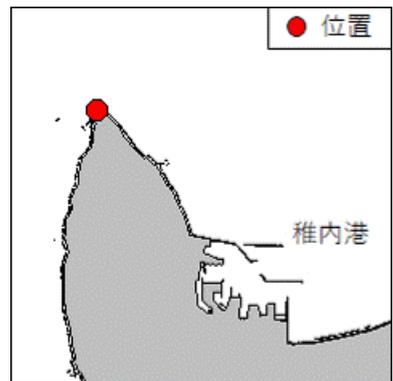
(変更後) 単せん白光 毎5秒に1せん光

備 考 天候により日程が変更されることがある

海 図 W1041

参照書誌 411 0510番

出 所 稚内海上保安部



7年147項 北海道西岸 — 留萌港西方 照明弾発射訓練

下記区域で、巡視船による照明弾発射訓練が実施される。

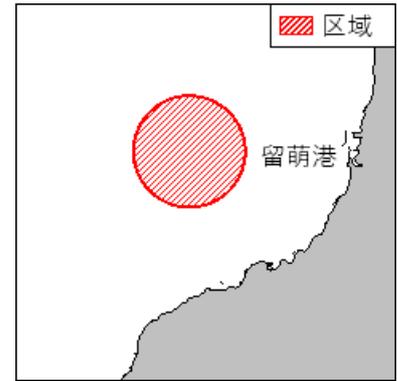
期 間 令和7年4月5日（予備日6日、7日） 0900～1700

区 域 43-57.5N 141-26.0E
を中心とする半径3海里の円内

備 考 訓練中、国際信号旗「UY」旗を掲揚

海 図 W1045

出 所 留萌海上保安部



7年148項 北海道西岸 — 石狩湾港 水難救助訓練

下記区域で、潜水士及びゴムボートによる水難救助訓練が実施される。

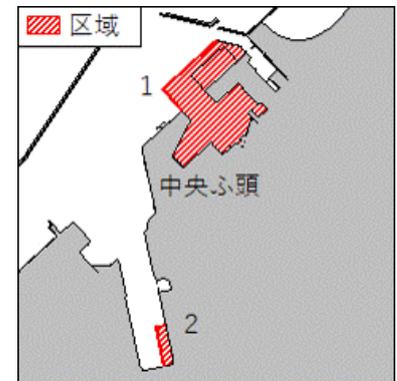
期 間 令和7年4月1日～令和8年3月31日のうち毎月2日間程度 0900～2100

- 区 域
- 1 下記3地点を結ぶ線及び海岸線により囲まれる区域
 - (1) 43-12-44.6N 141-17-43.6E（岸線上）
 - (2) 43-12-53.0N 141-17-33.7E
 - (3) 43-13-11.6N 141-18-01.5E（岸線上）
 - 2 下記3地点を結ぶ線及び海岸線により囲まれる区域
 - (4) 43-11-06.5N 141-17-34.1E（岸線上）
 - (5) 43-11-21.5N 141-17-30.0E
 - (6) 43-11-22.3N 141-17-35.1E（岸線上）

備 考 潜水訓練中、国際信号旗「A」旗掲揚

海 図 W7

出 所 石狩湾港長



7年149項 北海道西岸 — 小樽港、第1区及び第2区 救難訓練

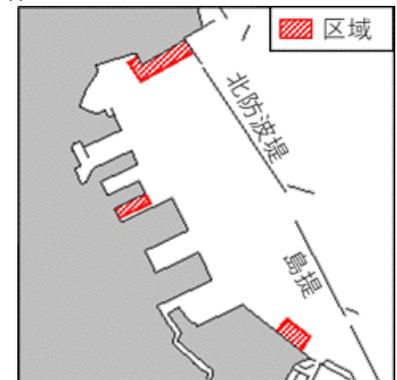
図に示す区域で、潜水士による救難訓練が実施される。

期 間 令和7年4月1日～令和8年3月31日（予備日を含む）
0900～2200

備 考 潜水訓練中、国際信号旗「A」旗掲揚

海 図 W5

出 所 小樽港長



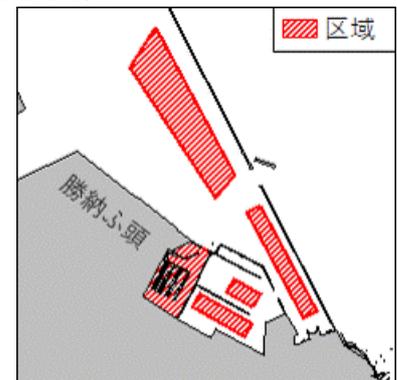
7年150項 北海道西岸 — 小樽港、第1区及び第2区 小型船舶操縦訓練

図に示す区域で、小型船舶操縦訓練が実施される。

期 間 令和7年4月1日～令和8年3月31日 日出～日没

海 図 W5

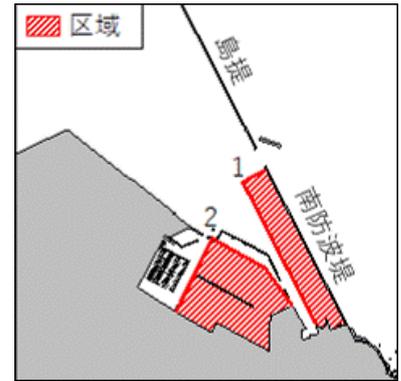
出 所 小樽港長



7年151項 北海道西岸 — 小樽港、第2区 漕艇訓練

下記区域で、ボートの漕艇訓練が実施される。

- 期 間 令和7年4月1日～11月30日 日出～日没
- 区 域 1 下記3地点を結ぶ線及び防波堤により囲まれる区域
 (1) 43-11-23.1N 141-01-48.8E (岸線上)
 (2) 43-11-21.3N 141-01-44.0E
 (3) 43-10-59.9N 141-01-59.0E (岸線上)
- 2 図に示す区域(旧貯木場)
- 備 考 警戒船配備
- 海 図 W5
- 出 所 小樽港長

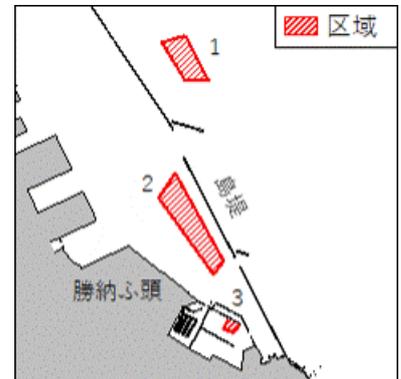


7年152項 北海道西岸 — 小樽港、第2区及び第3区 小型船舶操縦訓練

下記区域で、小型船舶操縦訓練が実施される。

- 期 間 令和7年4月7日～10月31日 (土、日及び祝日を除く) 日出～日没
- 区 域 1 下記4地点により囲まれる区域
 (1) 43-12-25.2N 141-01-28.8E
 (2) 43-12-13.2N 141-01-37.2E
 (3) 43-12-13.2N 141-01-28.8E
 (4) 43-12-23.4N 141-01-20.4E
- 2 下記4地点により囲まれる区域
 (5) 43-11-48.6N 141-01-25.2E
 (6) 43-11-25.2N 141-01-42.6E
 (7) 43-11-21.6N 141-01-39.0E
 (8) 43-11-42.0N 141-01-19.2E
- 3 下記4地点及び海岸線により囲まれる区域
 (9) 43-11-08.4N 141-01-48.6E (岸線上)
 (10) 43-11-06.0N 141-01-46.2E
 (11) 43-11-07.2N 141-01-42.6E
 (12) 43-11-09.6N 141-01-44.4E (岸線上)

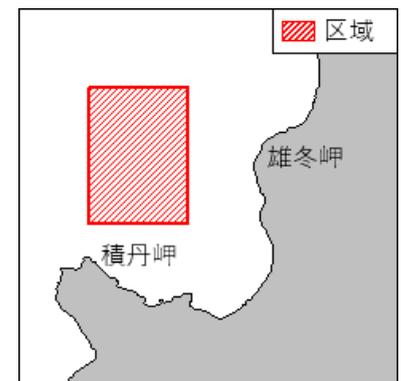
- 備 考 訓練中、区域内に浮標3基設置
- 海 図 W5
- 出 所 小樽港長



7年153項 北海道西岸 — 積丹岬北北東方 救難訓練

下記区域で、航空機による照明筒及びフレア等を投下する救難訓練が実施される。

- 期 間 令和7年4月1日～令和8年3月31日
 (土、日、祝日及び12月29日～1月3日を除く) 0800～2100
- 区 域 下記経緯度線により囲まれる区域
 (1) 44-00-08N (3) 140-29-46E
 (2) 43-30-08N (4) 140-59-46E
- 海 図 W41
- 出 所 航空自衛隊千歳救難隊



7年154項 北海道西岸 — 茂津多岬北西方 救難訓練
下記区域で、航空機による照明筒及びびフレア等を投下する救難訓練が実施される。

期 間	令和7年4月1日～令和8年3月31日 (土、日、祝日及び12月29日～1月3日を除く) 0800～2100
区 域	下記経緯度線により囲まれる区域 (1) 43-00-09N (3) 139-29-47E (2) 42-45-09N (4) 139-54-47E
海 図	W11-JP11
出 所	航空自衛隊千歳救難隊

